

「豊見城市テレワーク人材育成事業業務委託」

業務委託仕様書

2022年4月

豊見城市 総務企画部 産業振興課

1 業務名称

豊見城市テレワーク人材育成事業業務委託

2 業務目的

自宅に居ながら企業等から仕事を請け負うテレワーク業務に従事する人材（テレワーカー）の育成やその業務の斡旋などを行うことにより、市民の新たな収入源確保に繋げ、新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の低迷を緩和及び感染症に強い地域経済を構築することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から2022年12月28日（水）まで

4 委託料限度額

¥6,929,000円－（消費税及び地方消費税を含む。）

5 対象者

豊見城市民

6 委託業務概要

(1)テレワーカー育成対象者の募集及び選定

ポスター、その他広報ツールを用いて、テレワーカー育成対象者を募集する。

(2)テレワーカーの育成

選定したテレワーカー育成対象者に、研修などにより育成カリキュラムを実施する。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り対面での研修を避け、やむを得ず対面により実施する場合は、感染症対策を徹底すること。

(3)テレワーク業務斡旋及び業務遂行支援

企業から受注した業務を、育成したテレワーカーの能力に応じて割り振りを行い、その業務が遂行できるよう必要な支援を行う。

(4)テレワーカーへのアンケート調査

業務効果の調査を目的として、テレワーカーに対して、本業務を通してのアンケート調査を実施する。

(5)実績報告書の作成

ファイリングした報告書概要及び報告書を各3部作成して豊見城市（以下「発注者」という。）あて提出すること。また、報告書データを保存した電子媒体1部も併せて提出すること。

7 実施方法

本業務の実施に当たっては、次に掲げる事項を踏まえて行うこととし、その詳細については、事前調整を行うこと。

- (1) 育成するテレワーカーは50人とする。
- (2) 人材育成が十分に行われるよう配慮すること。
(例) 人材育成の研修等に、予算や時間を十分に当てること。
- (3) 業務幹旋金額は50万円以上とする。

8 検査

(1) 完了検査

受注者は、本業務を完了したときは、速やかに発注者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。

(2) 訂正又は補正

受注者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良個所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補正その他対応処置をとるものとする。

9 委託料の支払い

委託料の支払いについては、概算払いを可能とし、業務終了後精算するものとする。ただし、支払う総額は委託料の額を上限とする。※概算払い精算方法等は、発注者と協議する。

10 再委託について

原則として委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、委託業務の一部を第三者に委託することができる。

11 調査等

発注者は、必要があると認められるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わなければならない。

12 提出書類

- (1) 受注者は、業務着手に伴って以下各号の書類を提出するものとする。
 - ア 着手届（業務に着手した日付等を記載したもの）
 - イ 業務責任者等通知書（正副2人の担当者を記載したもの）
 - ウ 業務計画書（業務の工程及び業務委託料内訳等を記載したもの）
 - エ 課税事業者届出書（消費税法の課税事業者に関する事項等を記載したもの）
 - オ その他発注者が必要と認めたもの
- (2) 受注者は、業務の終了に伴って以下各号の書類を提出するものとする。

- ア 完了届（業務が完了した日付等を記載したもの）
- イ 実績報告書
- ウ 引渡書（完了検査後に業務全般の記載があるもの）
- エ その他発注者が必要と認めたもの

1 3 留意事項

- (1) 受注者は、本業務により知りえた情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了した後においても同様とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、発注者と協議のうえ、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (4) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止した日の属する年度の終了後5年間これを適切に保存しなければならない。
- (5) 本業務の実施により得られた特許権等の知的財産権又は著作権は、委託元である発注者に帰属するものとする。
- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記仕様書に基づき、適正に行うこと。

個人情報取扱特記仕様書

(特約及び法令等の遵守)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 受注者は、前項の規定に定めるもののほか、個人情報の取扱い及び管理については、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成14年豊見城市条例第35条）、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成15年豊見城市規則第6号）その他個人情報保護に関する法令の規定を遵守し業務を履行しなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報などについて、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用又は第三者提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(業務従事者への周知)

第5 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(調査)

第6 受注者は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について発注者の求めがあった場合は、随時調査し、又は報告することものとする。

(事故発生時における報告)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。